

各位

会社名 メタウォーター株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山口 賢二  
(コード番号：9551 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 経営企画室長 西村 新吾  
(TEL. 03-6853-7317)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う株式給付規程の制定及び 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年5月29日付で公表した「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という。）の導入に伴い、2026年2月26日開催の取締役会において、本制度に関する株式給付規程（以下「本規程」という。）を制定するとともに、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

### 1. 本制度の概要及び本規程の制定

当社は、2024年5月29日付で本制度の導入を公表しました。（本制度の概要については、2024年5月29日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

また、当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しました。

当社は、本規程に基づき、当社の従業員に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与します。当社の従業員に付与されるポイントは、当社株式の給付に際し、1ポイントにつき、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

当社の従業員が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該従業員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託契約（以下「本信託契約」という。）に基づいて設定される信託（以下「本信託」という。）から給付を受けます。

### 2. 本信託の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 名称        | : 株式給付信託（J-ESOP）   |
| (2) 委託者       | : 当社   |
| (3) 受託者       | : みずほ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)                      |
| (4) 受益者       | : 当社の従業員のうち本規程に定める受益者要件を満たす者                                 |
| (5) 信託管理人     | : 当社の従業員から選定   |
| (6) 信託の種類     | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| (7) 信託の目的     | : 本規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること                              |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2026年3月13日   |
| (9) 金銭を信託する日  | : 2026年3月13日   |
| (10) 信託の期間    | : 2026年3月13日から信託が終了するまで<br>(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

### 3. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年3月13日(金)
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(3) 処分価額	1株につき金4,130円
(4) 処分総額	247,800,000円
(5) 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

(注1) 本自己株式処分の処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)です。株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、本信託契約を締結することによって設定される信託口です。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一です。

(注2) 当社の従業員には、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に当社の従業員に給付される当社株式の数は、当社の従業員の個人の貢献度等に応じて変動します。

### 4. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に割り当てられる当社株式は、対象従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた対象従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

処分数量については、本規程に基づき、信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分)であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数44,258,500株に対し0.14%(2025年9月30日現在の総議決権個数436,240個に対する割合0.14%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、本規程に基づき当社の従業員に給付されるものであり、本自己株式処分が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であると判断しています。

### 5. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額については、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値4,130円としました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額4,130円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均3,693円(円未満切捨)に対して111.83%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均3,476円(円未満切捨)に対して118.81%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均3,286円(円未満切捨)に対して125.68%を乗じた額となっています。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しています。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

## 6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上